

「第6次 徳島県保健医療計画」(案) について

1 改定の趣旨

現計画(第5次改定)の策定から5年が経過し、医師不足の深刻化や「南海トラフの巨大地震」をはじめとする大規模自然災害への不安等、本県の保健医療を取り巻く環境が変化中、県民のニーズに的確に対応した保健医療提供体制の構築に向け、「徳島県保健医療計画」を見直すこととした。

2 基本理念

現計画に引き続き

「県民がいつでも、どこでも、等しく高度な保健医療サービスが受けられる徳島づくり」
を基本理念とする。

3 計画の期間

平成25年度～平成29年度(5年間)

4 記載事項

- (1) 病床の整備を図るべき区域(保健医療圏)の設定、基準病床数に関する事項
- (2) 5疾病及び5事業並びに在宅医療の目標、医療連携体制に関する事項
 - ※5疾病…がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患
 - ※5事業…救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療
- (3) 医療の安全の確保等、その他の保健医療に関する事項
- (4) 医師等医療従事者の確保に関する事項 等

5 改定における主な変更点

(1) 2次医療圏等の設定について

医療資源の効果的な活用と災害医療等への広域的な対応を可能とするため、**県下3圏域に広域化するとともに、従来の6圏域を1.5次保健医療圏として継承。**
広域的課題と地域的課題の双方に効果的に対応。

(2) 精神疾患の医療体制の構築について

計画に定める疾患として新たに精神疾患を追加。うつ病、認知症等への対応等を含めた医療体制構築に係る指針を策定し、病期や個別の状態像に対応した適切な医療体制を構築。

(3) 在宅医療に係る医療体制の充実・強化について

住み慣れた地域での居宅等における在宅医療の体制構築に関する指針を示し、他の疾病・事業と同様、県が達成すべき数値目標や施策・事業等を記載。

(4) 本県ならではの特徴

本県が有する課題、特色に応じた本県ならではの計画を策定。

- ・「南海トラフの巨大地震」に備える災害医療体制の構築
- ・関西広域連合による広域医療の取組み
- ・「先導的な地域医療の活性化(ライフイノベーション)総合特区構想」の推進
- ・全国をリードする自殺予防対策の展開